

揖斐川直轄河川改修事業

報告資料

令和2年7月27日

国土交通省 中部地方整備局
木曾川上流河川事務所
木曾川下流河川事務所

目 次

1. はじめに.....	1
2. 評価の視点 費用対効果分析.....	2
3. 県への意見聴取結果.....	3
4. 対応方針(案).....	3
5. 令和元年度 第5回木曽川水系流域委員会における審議.....	4

1. はじめに

今回、事業再評価を実施する理由

■ 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。

○ 木曾川水系河川整備計画を変更 ※令和2年3月31日策定

事業計画(河川整備計画)の変更内容

■ 地震・津波に対する安全性の強化について、具体的な整備目標を明記した。

○ 事業期間： 変更無し (平成20年度～令和19年度)

○ 総事業費： 変更無し (約1,243億円)

流域委員会と事業評価監視委員会との関係について

■ 実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

○ 「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第4の1(4)
令和2年2月13日流域委員会における審議の結果

2. 評価の視点 費用対効果分析

事業全体に要する総費用(C)は約1,695億円であり、この事業によりもたらされる総便益(B)は約6兆8,892億円となります。これをもとに算出される費用対便益比は40.7となります。

令和3年度以降の残事業に要する総費用(C)は約509億円であり、この事業によりもたらされる総便益(B)は約2兆8,270億円となります。これをもとに算出される費用対便益比は55.6となります。

費用対便益比

	全体事業評価		残事業評価		要因
	前回評価	今回評価	前回評価	今回評価	
B/C	63.4	40.7	36.8	55.6	
総便益 B	82,092 億円	68,892 億円	20,290 億円	28,270 億円	・基準年の変更 ・土地利用等流域条件変化の反映に伴う便益の減少
便益	82,076 億円	68,860 億円	20,284 億円	28,261 億円	
一般資産便益	29,893 億円	36,754 億円	7,379 億円	14,864 億円	
農作物便益	116 億円	118 億円	32 億円	57 億円	
公共土木施設便益	50,639 億円	28,815 億円	12,499 億円	12,084 億円	
営業停止損失	614 億円	1,421 億円	159 億円	558 億円	
応急対策費用	818 億円	1,752 億円	214 億円	698 億円	
残存価値	16 億円	32 億円	6 億円	9 億円	
総費用 C	1,295 億円	1,695 億円	551 億円	509 億円	・基準年の変更による増加
建設費	1,120 億円	1,442 億円	460 億円	431 億円	
維持管理費	175 億円	253 億円	92 億円	77 億円	

総便益：評価時点を現在価値化の基準点とし、治水施設の整備期間と治水(B)施設の完成から50年間までを評価対象期間にして、年平均被害軽減期待額を割引率を用いて現在価値化したものの総和

残存価値：将来において施設が有している価値

総費用：評価時点を現在価値化の基準点とし、治水施設の整備期間と治水(C)施設の完成から50年間までを評価対象期間にして、建設費と維持管理費を割引率を用いて現在価値化したものの総和

建設費：揖斐川の治水施設の完成に要する費用（残事業は、R3以降）

維持管理費：揖斐川の治水施設の維持管理に要する費用

割引率：「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」により4.0%とする。

※今回評価基準年：令和2年度

※評価対象事業：当面の目標（概ね30年）に対する河川改修事業

※実施済の建設費は実績費用を計上

※総便益（B）は整備全体の内河川改修事業の整備実施による浸水被害軽減額より算出

要因感度分析結果

- ・B/Cは現時点の資産状況や予算状況をもとに算出している。
- ・今後、社会情勢の変化により、事業費や資産状況が変動する可能性がある。
- ・そこで、①事業費、②工期、③資産評価単価を±10%変動させた場合のB/Cを算出した。

	全体事業 (B/C)	残事業 (B/C)
残事業費 (+10%~-10%)	39.6~41.7	51.2~60.7
残工期 (+10%~-10%)	40.6~40.3	55.1~54.8
資産額 (-10%~+10%)	36.8~44.5	50.3~60.9

3. 県への意見聴取結果

岐阜県、三重県への意見聴取の結果(河川整備計画を策定する上での事業評価に関する意見聴取)は、以下のとおりです。

岐阜県

- ・「木曾川水系河川整備計画(変更)を策定する上での事業評価」に対して、異存はありません。
- ・長良川の遊水地整備をはじめ、木曾川水系河川整備計画に基づく施設整備について、着実に進められたい。

三重県

- ・「木曾川水系河川整備計画(変更)を策定する上での事業評価」に対して、異議はありません。
- ・洪水・高潮対策の促進について、早期に対策効果を発現されるよう、効果的かつ効率的な河川整備を進めること等を要望する。

※全国地方公共団体コード順

4. 対応方針(案)

以上のことから、木曾川水系河川整備計画に基づく、揖斐川直轄河川改修事業を継続していきます。

「令和元年度 第5回 木曽川水系流域委員会」を開催し、木曽川水系河川整備計画変更(案)及び木曽三川直轄河川改修事業の再評価について審議を行いました。

【開催概要】

日時 : 令和2年2月13日(木) 15:00 - 17:00

会場 : プライムセントラルタワー名古屋駅前店
13階 第4+5会議室

【主な議事】

- ・木曽川水系河川整備計画変更(案)の進捗状況
- ・木曽三川直轄河川改修事業の再評価



委員会開催状況

○対応方針(原案)について、事業継続で了承されました。

【主な意見】

- ・費用対効果分析における人的被害の被害指標について、近年のソフト対策等も考慮した避難率の設定が必要である。
- ・社会機能低下被害の被害指標について、医療施設及び社会福祉施設の他に教育施設も追加できるのではないか。